

令和6年7月16日

第3回公益通報者保護制度検討会における発言の補足

樋口亮介

第3回公益通報者保護制度検討会において、公益通報行為及び資料持出行為の刑事免責について下記(1)の意見を述べたが、下記(2)の点を補足する。

- (1) 第3回公益通報者保護検討会では、
- ・通報行為自体と資料持出を区分し、それぞれでどのような罪名の適用可能性があるのかを明らかにした上で検討する必要がある。
 - ・通報行為に関しては、刑法典の秘密漏示、特別法の守秘義務違反、名誉毀損、信用毀損等、いくつかの構成要件を考えることができる。国家公務員法の守秘義務に関しては、要保護性を欠けば秘密不該当という最高裁判例はあるが、これが通報者からの予測可能性に欠けるという見地から、免責の明文化は検討に値する。
 - ・資料の持ち出しに関しては、日本で考えられるのは窃盗、横領、背任などを考えることができる。

旨の意見を述べた。

- (2) 通報及び資料持出の双方にまたがって問題になりうる構成要件として、刑法典では背任罪、特別法では不正競争防止法上の営業秘密侵害罪も視野に入れておくにより幅広い検討が確保される。

以上